

事業報告書
(自 令和 7年 7月 1日 至 令和 8年 6月 30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 秀明会 増田眼科
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
 ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 滋賀県栗東市霊仙寺一丁目 2-19
- (3) 設立認可年月日 平成 14年 2月 4日
- (4) 設立登記年月日 平成 14年 2月 25日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	増田 明俊	診療所管理者

2 事業の概要

(1) 本来業務

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	増田眼科	2511200814	滋賀県栗東市霊仙寺一丁目 2-19	一般病床 0床 療養病床 0床 [医療保険 0床] [介護保険 0床]

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- 令和 7年 8月 22日 令和6年度決算の決定
- 令和 7年 9月 28日 理事長選任の件、理事及び監事選任の件
- 令和 8年 5月 31日 令和8年度予算承認

法人名 医療法人 秀明会 増田眼科
所在地 滋賀県栗東市霊仙寺一丁目2-19

※医療法人整理番号 0 0 2 6 0

財 産 目 録
(令和 8年 6月 30日現在)

1. 資 産 額	20,454 千円
2. 負 債 額	10,505 千円
3. 純 資 産 額	9,949 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	12,988
B 固 定 資 産	7,466
C 資 産 合 計 (A + B)	20,454
D 負 債 合 計	10,505
E 純 資 産 (C - D)	9,949

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 秀明会 増田眼科
所在地 滋賀県栗東市霊仙寺一丁目2-19

※医療法人整理番号 0 0 2 6 0

貸 借 対 照 表
(令和 8年 6月 30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	12,988	I 流 動 負 債	8,187
II 固 定 資 産	7,466	II 固 定 負 債	2,318
1 有 形 固 定 資 産	3,256	(うち医療機関債)	
2 無 形 固 定 資 産	76	負 債 合 計	10,505
3 そ の 他 の 資 産	4,134	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)		科 目	金 額
		I 出 資 金	16,676
		II 積 立 金	△ 6,727
		(うち代替基金)	
		純 資 産 合 計	9,949
資 産 合 計	20,454	負債・純資産合計	20,454

法人名 医療法人 秀明会 増田眼科
所在地 滋賀県栗東市霊仙寺一丁目2-19

※医療法人整理番号 0 0 2 6 0

損 益 計 算 書
(自 令和 7年 7月 1日 至 令和 8年 6月 30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	57,871
2 事業費用	58,343
本来業務事業損失	△ 472
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	△ 472
II 事業外収益	103
III 事業外費用	39
経常損失	△ 408
IV 特別利益	0
V 特別損失	387
税引前当期純損失	△ 795
法人税等	185
当期純損失	△ 980

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 秀明会 増田眼科

理事長 増田 明俊 殿

私は、医療法人 秀明会 増田眼科の令和7会計年度（令和7年7月1日から令和8年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 8 月 2 日

医療法人 秀明会 増田眼科

監 事 杉田 浩司